

高額医療・高額介護合算制度とは？

(概要)

国保（医療）と介護の両方の保険から給付を受け、自己負担が高額になったとき費用の合計の負担を緩和します

今までは、医療保険と介護保険の制度ごとに、別々の自己負担の毎月の上限を設定していましたが、



今後は

これらに加え、新たに両制度の自己負担を合計した額についても年間の上限を設定

医療費が高額となった（国保）

月額の限度額を超えた部分を高額療養費として支給

介護サービスが高額となった（介護）

月額限度額を超えた部分を高額介護サービス費として支給

高額医療・高額介護合算制度

国保（医療）・介護の両方の自己負担額を年間で合算し、年額の限度額を超えた分を医療・介護按分して支給

※最初の合算期間は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 7 月 31 日の 16 ヶ月間となります。

支給要件

合算は世帯ごとに行います

- ①計算期間（前年8月1日～当年7月31日）の末日に属する医療保険上の世帯を単位とします。
- ②医療保険、介護保険 それぞれに自己負担額があること（どちらか一方の自己負担のみでは、対象となりません）

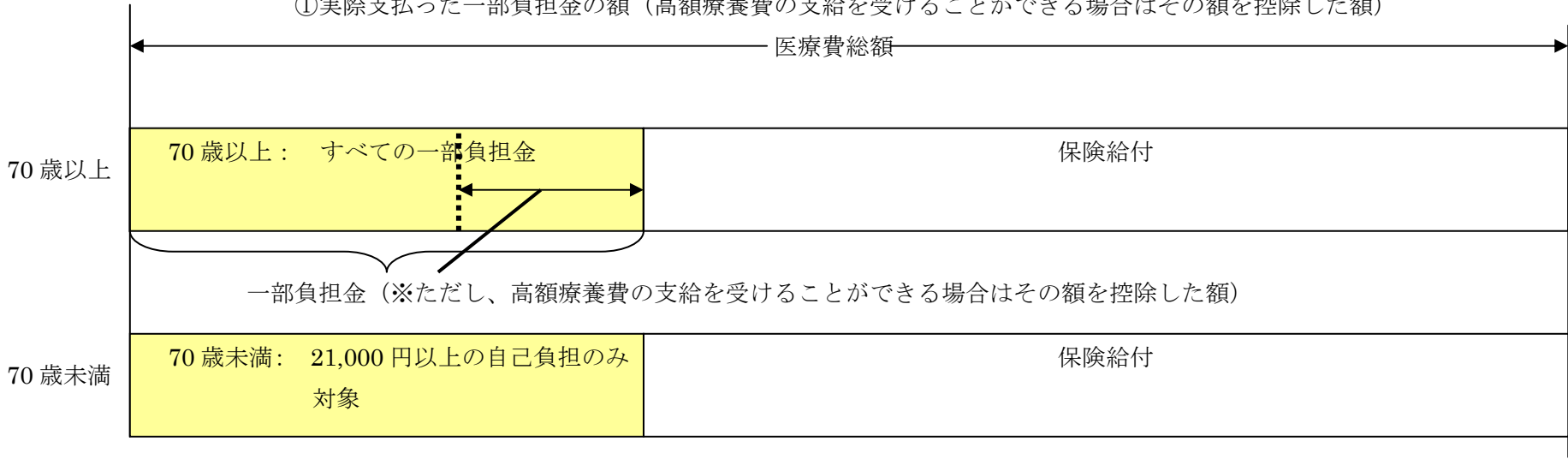
対象となる自己負担

医療保険に係る自己負担額

- ①実際支払った一部負担金の額（高額療養費の支給を受けることができる場合はその額を控除した額）
- ※70歳未満の者が受けた療養にあつては、一部負担金等の額が21,000円未満（75歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、10,500円）のものは除く。

介護保険に係る自己負担額

- ①実際支払った一部負担金の額（高額療養費の支給を受けることができる場合はその額を控除した額）



限度額は年額で計算します。(高額医療・高額介護合算制度の算定基準額(限度額))

①基本的な算定基準額

所得区分		長寿医療制度 +介護保険	国民健康保険 +介護保険 (70~74歳の者がいる世帯)	国民健康保険+介護保険 (70歳未満の者がいる世帯)
現役並所得者 (上位所得者)		670,000円 (890,000円)	670,000円 (890,000円)	1,260,000円 (1,680,000円)
一般		560,000円 (750,000円)	620,000円 (750,000円)	670,000円 (890,000円)
低所得者	II	310,000円 (410,000円)	310,000円 (410,000円)	340,000円 (450,000円)
	I	190,000円 (250,000円)	190,000円 (250,000円)	

- ・ 年額 56 万円を基本
- ・ 平成 20 年 4 月から平成 21 年 7 月までの分は、平成 20 年 8 月から平成 21 年 7 月までの分と合算して、() 内の限度額を適用する場合があります。(通常 12 ケ月→16 ケ月)
- ・ 低所得者 I で介護保険の受給者がいる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なります。

計算期間の途中で国保の加入者でなくなった者に係る取り扱い

【基準日の取り扱い】

計算期間の途中で死亡等により、国保の加入者でなくなった者(「精算対象者」という)については、国保の加入者でなくなった日の前日を基準日とし、支給額の計算を行います。

【支給額の算定の取り扱い】

精算対象者に係る支給額算定にあつては、基準日とみなされる日までの期間においてまず合算額を算定します。

なお、この取り扱いにより高額介護合算療養費の支給額の算定を行うのは、「精算対象者」のみです。

高額医療・高額介護合算療養費の支給対象者かんたんフローと事例

平成 20 年 4 月から平成 21 年 7 月までに

医療保険上の世帯内に介護保険のサービスを受けた方
はいますか

いいえ

高額医療・高額介護合算制度の対象になりません

<事例>

はい

父母がともに 70 歳～75 歳で、子が 70 歳未満（所得区分：一般）父・母・子それぞれの一部（利用者）負担は下記のとおり
父：介護の利用者負担（30 万円）・母：医療の一部負担金等（50 万円）・子：医療の一部負担金等（20 万円）

(ステップ 1) 70 歳～75 歳の者の自己負担の合算して①をまず適用
(医療分)

世帯内における 70 歳～75 歳の者の医療分の自己負担額を合計してください

+

(介護分)

世帯内における 70 歳～75 歳介護分の自己負担額を合計してください

父（70 歳～75 歳）30 万円 + 母（70 歳～75 歳）50 万

70 歳以上の者の負担額計（80 万）－基準額 75 万 = 5 万

※介護合算算定基準額を超えた 5 万円を医療・介護の自己負担の割合により按分します。

(ステップ 2) 70 歳～75 歳の者に係るなお残る負担額（75 万）に
子の自己負担 20 万を合算して②を適用

(75 万 + 20 万) - 89 万 = 6 万

※再度、介護合算算定基準額を超えた 6 万円を医療・介護の自己負担の割合により按分します。

<介護合算算定基準額>

①

②

所得区分	国民健康保険+介護保険（70～74 歳の者がいる世帯）	国民健康保険+介護保険（70 歳未満の者がいる世帯）
現役並所得者 （上位所得者）	670,000円 (890,000円)	1,260,000円 (1,680,000円)
一般	620,000円 (750,000円)	670,000円 (890,000円)
低所得者	II 310,000円 (410,000円)	340,000円 (450,000円)
	I 190,000円 (250,000円)	

高額医療・高額介護合算制度に関するお問い合わせは各市町国民健康保険主管課・各国保組合へお問い合わせください。